

新たな長期計画の体系案について

1 新たな長期計画策定の留意点

本区の新たな長期計画の策定に当たっては、次の点に留意しながら検討を進めていくこととする。

種別	留意点
基本構想	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区として目指すべき将来像を明確にすること。 ○ 現行基本構想は期間の定めがなく、改定時期の判断が難しいため、目標年次等を定めること。
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本構想に示す目標の実現手段として、基本となる施策の方向を明確にすること。 ○ 各行政分野において多くの補助計画等が策定されている現状から、具体的な施策内容については補助計画等に委ね、計画内容が重複しないようにすること。 ○ 計画の進捗・達成の状況を適切に評価することができる仕組みを定めておくこと。
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画に基づく主要な事務事業を網羅する計画とするとともに、行革計画の内容も含めるなど、長期計画としての総合性・一体性を向上させる内容となるよう検討すること。 ○ 財源的な裏付けとなる財政計画との整合を図ること。
計画全体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民に分かりやすい計画、社会状況や区民のニーズに応じて時代の変化に対応できる計画とすること。 ○ 行財政資源が限りある中で、より必要性の高い課題解決への選択と集中のあり方を示すこと。

2 長期計画の策定根拠と議会の関与

平成23年の地方自治法改正により、長期計画の最上位の計画である基本構想について、法的に策定を義務付ける規定は廃止されており、区がその必要性を判断し策定する計画となっている。今回の新たな長期計画は、区議会からの意見も踏まえ、区としてその必要性を認めて、策定するものである。

また、この法改正により、基本構想は議会の議決を経ずに策定することも法的には可能となったところであるが、平成30年第4回区議会定例会において、議員提案により、「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の策定等を議会の議決事件とする条例が可決・成立している。

3 新たな長期計画の構成、役割等

上記1の留意点を踏まえ、長期計画の構成、構成する計画ごとの役割及び位置付け並びに計画期間については、次の案を中心に検討していくこととする。

(1) 長期計画の構成

次の理由から、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成とする。

- 長期・中期・短期の計画群として、それぞれの役割が明確であり、計画間の関係が整理しやすいこと。
- 自治体の一部では、3層構成を2層構成（基本計画・実施計画の統合等）とすることで計画構成のスリム化を図っている例も見られるが、一方で個々の計画内容が肥大化すること。
- 現行の実施計画は、大きな予算を伴うことが想定される事業（主に施設整備事業）の予算確保のための計画という側面が強いため、各行政分野の主要な施策・事業を掲載し、それらの計画的な執行に資する内容として充実を図ること。

(2) 長期計画の役割及び位置付け

種別	役割	位置付け
基本構想	区のまちづくりの基本的な理念や将来像と、それに向けての長期的な目標や政策の方向を示すもの。	行政計画の最上位の計画であるとともに、区（首長及び議会）と区民とが共有し、地域社会全体で実現すべき目標。
基本計画	基本構想の目標の実現手段となる具体的な施策の基本的な取組の方向を中期的なスパンで示すもの。	行政（首長）が策定主体となり、その実施に責任を負う行政計画。
実施計画	基本計画に示す施策の基本的方向を踏まえ、短期的な施策・事務事業の執行計画を示すもの。	

(3) 長期計画の計画期間

種別	計画期間	考え方
基本構想	20年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期計画全体の中で、基本計画の上位計画として長期的な方針を示す役割であることから、それにふさわしい期間とする。 ○ 基本計画の改定時には内容の検証を行い、必要に応じて改定することも検討する。
基本計画	10年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期の行政計画として10年の計画期間はふさわしく、他の特別区においても概ね10年計画としている。 ○ 基本計画の下に位置付けられる補助計画の多くが10年の計画期間としていることから、上位計画として整合を図る。

実施計画	3～5年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画の期間内において、スケジュールの整合を図りながら、2回程度の改定となるよう設定する。 ○ 財政計画との整合を図る。
------	------	--

4 成果指標（数値目標）の設定

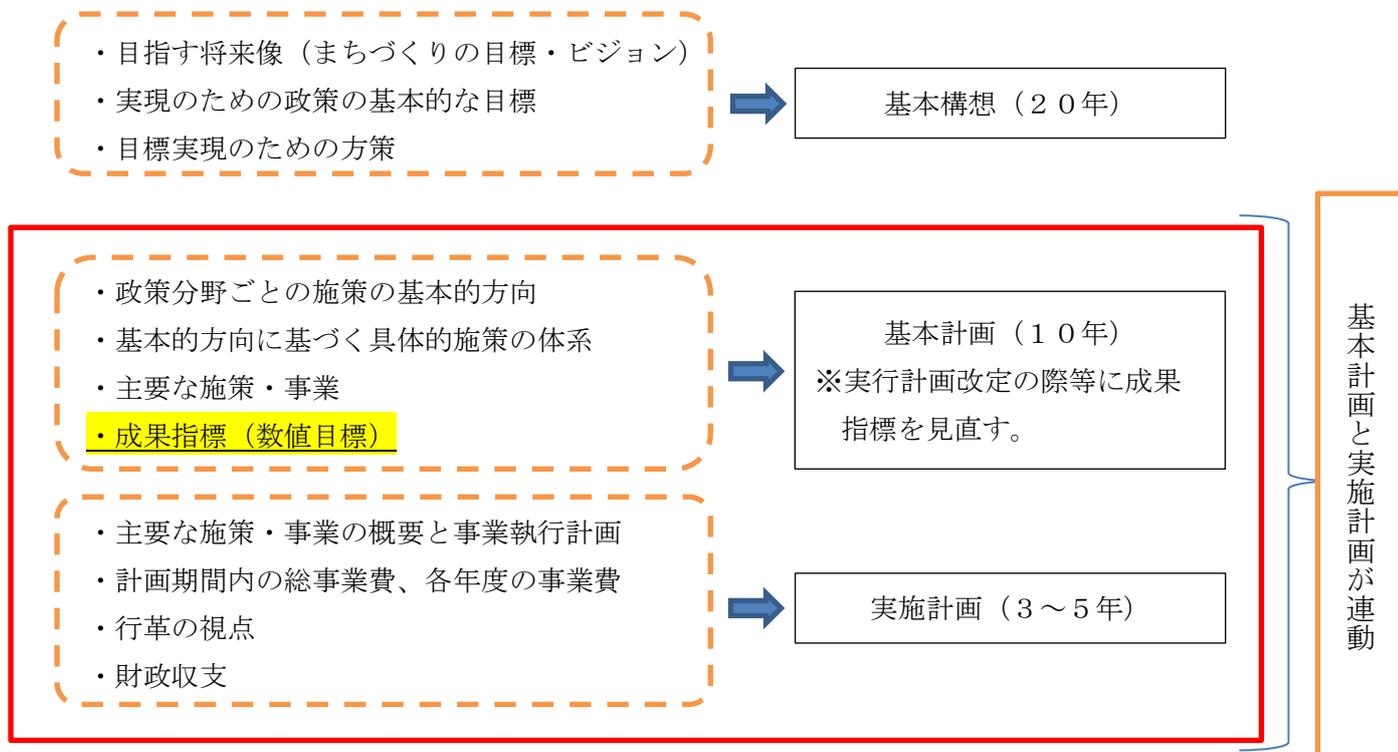
計画の執行状況を把握し、評価・改善につなげていくためには、一定の成果指標を設定することが一般的であり、多くの市町村では、5か年計画の「基本計画」において成果指標を定めている。10か年計画の基本計画において成果指標を定める場合には、10年間不変の指標設定は難しく、事業の進捗や状況変化に応じて中間で見直すなどの対応が必要と考えられる。

こうしたことから、新たな長期計画において成果指標をどの計画レベルで持つのかを検討する。

(1) 基本計画で持つ場合の考え方

基本計画において成果指標を定め、実施計画における事業執行状況と連動させることで、長期計画全体の実効性を確保するとともに、基本計画の適切な評価につなげることができる。この場合、基本計画の改定（又は一部改訂（数値目標の見直し））という作業負担が生じることが考えられる。

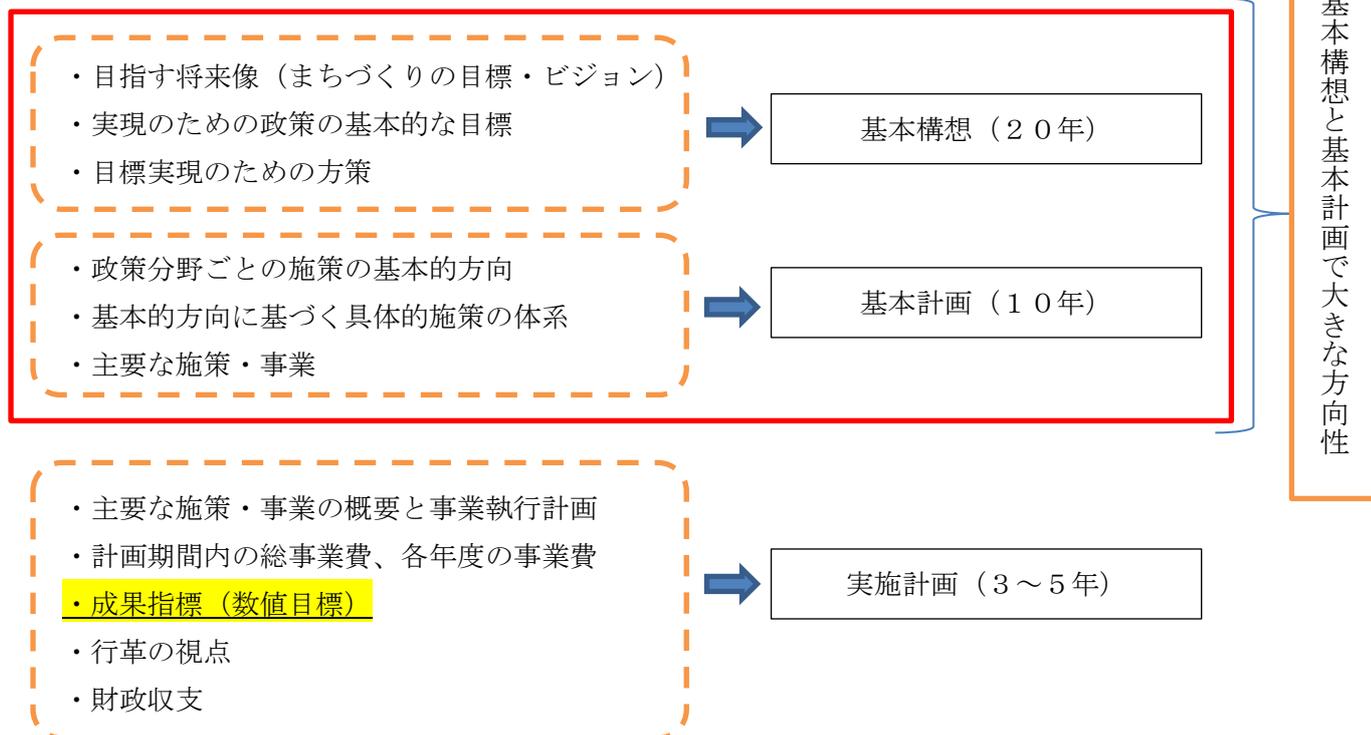
【体系イメージ】



(2) 実施計画で持つ場合の考え方

基本構想と基本計画とは、ともに大きな方向性を示す役割とし、成果指標を持つ実施計画において評価を含めたPDCAサイクルを回していく。この場合、基本計画の内容は「定性的な目標」にとどまるため、計画評価のあり方が課題となる。

【体系イメージ】



以 上